

# 会計実地検査等実施要綱

昭和44年5月9日伺い定め

昭46.5.6 昭47.8.31 昭47.12.7  
昭48.5.31 昭49.5.25 昭50.7.14  
昭52.4.25 昭53.3.8 昭57.5.19  
平5.6.22 平8.5.24 平9.5.9  
平10.8.7 平10.12.1 平11.4.19  
平14.5.7 平16.6.14 平20.1.9  
平21.4.10 平22.2.4 平22.4.14  
平23.3.29 平24.3.31 平25.3.28  
平26.3.24 平27.3.24 平27.10.30  
平28.3.29 平29.3.15 平30.3.20  
令2.4.8 令3.3.23 令4.4.7  
令5.3.31 令6.3.29 令6.4.3  
令7.3.31 令7.5.29 令8.3.30

一部改正

(目的)

第1 この要綱は、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第202条及び新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号。以下「物品会計規則」という。）第44条に基づき実施する会計実地検査（以下「実地検査」という。）について、財務規則及び物品会計規則に定めるもののほか、必要な事項を定めること及び出納局長が実施する調査（以下「出納局調査」という。）について定めることを目的とする。

(実地検査等の対象)

第2 実地検査及び出納局調査は、財務規則第2条第1項第1号に定める部局に属する課及び財務規則別表第1に定める事務所（以下「受検事務所等」という。）について行う。

ただし、出納局調査について出納局長が必要と認める場合は、企業局長及び病院局長と協議のうえ、企業局及び病院局と連携して新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）第2条第1項第1号及び第2号に定める局本庁及び事業所並びに新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第2条第1項第6号及び第7号に定める局本庁及び施設についても行うことができる。

(実地検査等の基本方針)

第3 実地検査は、受検事務所等における会計事務の処理が法令及び予算の定めるところに従い、合規かつ正確に行われているかを実地につき具体的に検査して、その適否を審査し、非違を是正し、併せて会計実務の指導を行い、会計事務の適正な運用を図るとともに、不正な経理の防止に資することを基本方針とする。

2 出納局調査は、実地検査以外の方法により前項の趣旨を実現することを基本方針とする。

3 実地検査等は、前2項の基本方針を達成するため、定例的作業に陥らないよう常に見直しを行い、実効性を確保するとともに受検事務所等における自律的な意識の向上が図られる方法により実施す

る。

(実地検査の種類)

第4 実地検査の種類は、次によるものとする。

- (1) 通常検査 計画的に実施する定例の実地検査
- (2) 特別検査 外部等からの情報及び出納局による情報収集や分析に基づいて特定の事項や受検事務所に対して実施する実地検査

(通常検査の実施方針、年間計画及び月間計画)

第5 通常検査は、受検事務所等の執行体制や前年度以前の検査結果等を踏まえ、当該年度における実施方針を策定するとともに、その実施方針に基づく検査の範囲、内容及び方法等を毎年度定めるものとする。

- 2 通常検査の計画は、年度当初に当該年度中の年間計画を定め、年間計画に基づき前月中に月間計画を定めるものとする。
- 3 通常検査の通知は、月間計画の決定後、受検事務所等及び受検事務所等（財務規則第2条第1項第1号に定める部局に属する課等及び地域振興局を除く。）の主務課（以下「主務課」という。）に対して、遅くとも検査実施期日2週間前までに、次の事項を文書により通知するものとする。ただし、特別の理由があるときはこの限りでない。
  - (1) 検査期日
  - (2) 検査対象期間（主務課への通知には省略する。）
  - (3) 会計検査員職氏名
  - (4) 検査につき提出を求める書類（主務課への通知には省略する。）
  - (5) 検査対象部等（受検事務所等が会計課及び地域振興局の場合に記載する。）
- 4 検査期日及び会計検査員等について止むを得ない事情により変更したときは、速やかに受検事務所等及び主務課に通知するものとする。

(会計検査員)

第6 出納局長は、通常検査に係る会計検査員（以下本条において「会計検査員」という。）を指定しようとするときは、職員のうちから1受検事務所等について2名以上の会計検査員を指定するものとし、うち1名を主任の会計検査員に指定するものとする。

- 2 主任の会計検査員は、概ね次の総括事務を行う。
  - (1) 他の会計検査員と協議して、それぞれが担当する検査の範囲を定めること。
  - (2) 会計実地検査復命書、検査事項に関する意見及び会計検査調書を作成すること。
- 3 会計検査員は、監査、書面検査、諸報告書類、前回の検査結果、支出額の変動、内部けん制の良否、誤びゅう発生の危険度及び説明の聴取等を通じて受検事務所等の問題点を把握し、検査日数をしんしゃくの上、検査の範囲、精査及び抽出検査の方針と程度を決定し、実地検査の総合的な成果を挙げるように努めなければならない。
- 4 会計検査員は、検査終了後2週間以内に会計実地検査復命書、会計検査調書案を提出しなければならない。

(検査日数・検査対象期間)

第7 通常検査の検査日数は、受検事務所等の規模、業務の内容に応じ1日又は2日とする。ただし、特に必要と認めるときはこの限りでない。

- 2 通常検査の検査対象期間は、次のとおりとする。ただし、特に必要と認める場合は、別に定める期間とする。

- (1) 始期 前年度の4月1日
- (2) 終期 実地検査期日（2日間以上にわたるときは初日）の前日

（通常検査の範囲及び方法）

第8 通常検査は、財務規則第203条第3項及び物品会計規則第45条第3項に掲げる事項について、帳票、証拠書類、諸帳簿その他会計事務に関連のある書類の検査及び説明の聴取、現品現場等の確認などの方法により行うものとする。

2 会計検査員は、前項の検査を別表の「会計実地検査項目及び検査着眼点」に基づいて行うほか、必要に応じ、債権者等への事実確認等により行うものとする。

（通常検査重点事項の決定）

第9 通常検査について、特に必要があるときは当該年度の実地検査重点事項を定めるほか、当該年度内において補完的な検査を随時実施することができる。

（通常検査の指摘区分）

第10 出納局長は、通常検査の結果に基づき、指摘事項等を次に掲げる項目に区分し、次項以下に定める措置をとるものとする。

- (1) 改善指示事項
- (2) 注意事項
- (3) 口頭注意事項
- (4) 要望事項等

2 改善指示事項とは、次の各号に該当する事項をいい、これらについては、後日、会計検査調書をもって改善を指示し、措置状況の報告（処理結果及び再発防止策等）を求めるものとする。

- (1) 財務会計事務及び物品会計事務の執行が著しく不適切な事項
- (2) 予算執行額等に著しく変動を生ずる事項
- (3) 前回の実地検査における注意事項と同一事項について再び指摘を要する事項
- (4) その他出納局長が必要と認める事項

3 注意事項とは、前項に該当するものを除き、次の各号に該当する事項をいい、これらについては、後日、会計検査調書をもって注意するものとする。

- (1) 財務会計事務及び物品会計事務の執行が不適切な事項
- (2) 予算執行額等に変動を生ずる事項（軽微なものを除く。）
- (3) 前回の実地検査における口頭注意事項について改善がみられない事項
- (4) その他出納局長が必要と認める事項

4 口頭注意事項とは、前2項に該当するものを除き、口頭で注意することによって、目的の達せられる事項をいい、その場で訂正させる等必要な措置をとるものとする。

5 要望事項等とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 改善指示事項、注意事項又は口頭注意事項に該当するが、原因が受検事務所等の他にあると認められる事項で、これらについては、当該原因があると認められる課長等に文書で通知し、必要に応じ、措置状況の報告を求めるものとする。
- (2) 改善指示事項、注意事項及び口頭注意事項に該当しないが、改善の検討等を求める事項で、これらについては、主務課長等又は受検事務所長等に文書により必要な措置をとるよう要望するものとする。

(通常検査結果の通知)

第10の2 会計検査員は、第10第1項の指摘事項等を会計実地検査復命書により報告し、決裁を得なければならない。

2 会計検査調書は、決裁を得た後、速やかに受検事務所等に送付する。

なお、受検事務所等が財務規則第2条第1項第1号に定める部局に属する課以外の場合及び地域振興局以外の場合、会計検査調書は、主務課にも参考送付する。

3 会計実地検査の指摘事項等について、その措置状況の報告を求めるときは、会計検査調書を発する日から20日以内の日を報告期限として指定するものとする。

(通常検査に関する書類の様式等)

第11 財務規則に定める実地検査に関する書類の様式は次のとおりである。

(1) 会計検査員証(財務規則による帳票その他の書類の様式第135号様式)

(2) 会計検査調書(同上第136号様式)

2 前項のほか、通常検査に関する書類の様式については、別途定める。

(特別検査)

第12 特別検査を実施する場合は、原則として通常検査の規定を準用する。

ただし、緊急その他の理由により検査の実施に支障がある場合は、出納局長は実施の都度、計画を策定し、通知等の手続き及び様式等を定めることができる。

(出納局調査)

第13 出納局調査は、知事の会計監督権に基づき出納局長が必要と認めた調査を実施するものとする。

2 出納局調査は、第2に定める企業局及び病院局との連携のほか、他部局と連携して実施することができる。

3 出納局調査に係る計画、手続き及び様式等は実施の都度、出納局長が定める。

附 則

平成5年度及び平成6年度の実地検査の範囲等は、第6、第7の規定にかかわらず、各年度当初に定める会計実地検査基本方針で定めた範囲とする。